

平成30年11月22日

地域の生活交通の維持・確保に向けたタクシー業界の取り組み

タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



全国ハイヤー・タクシー連合会

副会長兼地域交通委員長 田中亮一郎

1. 法人タクシー事業の現状

2. 地域の生活交通の維持・確保に向けたタクシー業界の取り組み

3. 乗合タクシーに関する課題等

4. その他の取り組み

1. 法人タクシー事業の現状

・ **タクシー車両数 237,348台**

□法人タクシー事業者数 **6,231社**

□法人タクシー車両数 **188,792台**

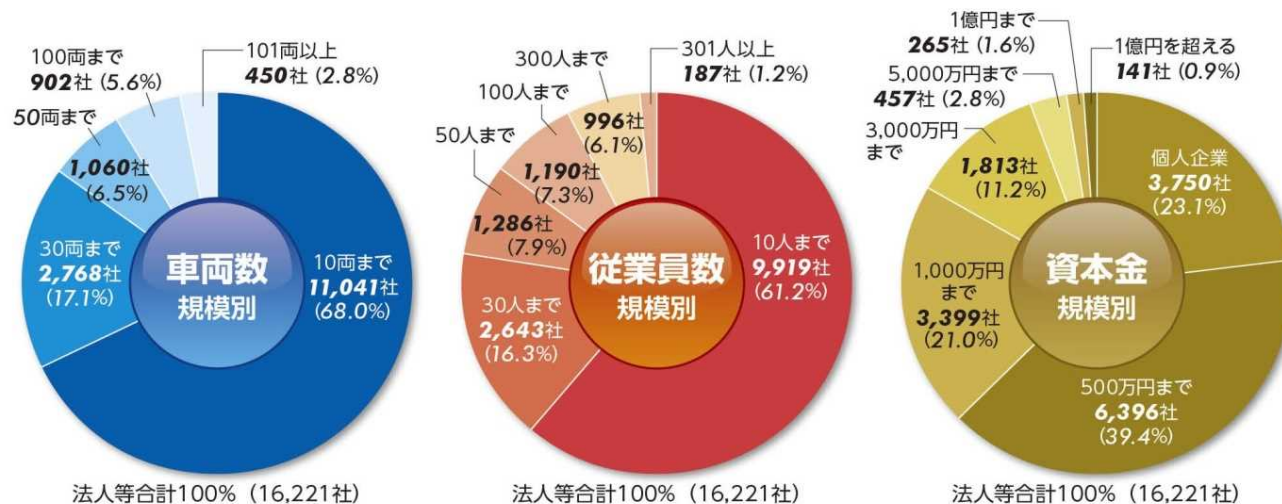
□福祉輸送限定事業者数 **10,455社**

□福祉輸送限定車両数 **13,406台**

□個人タクシー車両数 **35,150台**

*平成29年3月末 国土交通省調べ

・ **事業規模 法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業**



資料：ハイヤー・タクシー年鑑2018 平成28年度末。ハイヤー及び福祉輸送限定事業を含む。

タクシー運転者の現況 運転者の高齡化と採用の困難化

- タクシー運転者数 28万9,373人 (平成28年3月末現在 国土交通省調べ)
- 平均年齢 59.4歳 (平成29年 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

① 運転者不足

- タクシー運転者の減少

H18年 357,794 人  H28年 289,373 人

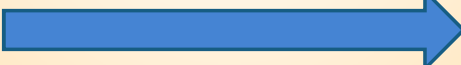
② 運転者の高齡化の進展

- タクシー乗務員の平均年齢

H18年 55.3 歳  H29年 59.4 歳

② 普二種免許保有者の減少

- 普二種免許保有者 (H19年以降は中型2種を含む。)

H18年 1,198,758 人  H29年 936,272 人

③ 普二種免許保有者の高齡化

- 65歳未満の普二種免許保有者 (H19年以降は中型2種を含む。)

H17年 普二種免許保有者の約59%  H26年 普二種免許保有者の約43%

1. 法人タクシー事業の現状

2. 地域の生活交通の維持・確保に向けたタクシー業界の取り組み

3. 乗合タクシーに関する課題等

4. その他の取り組み

2. 地域の生活交通の維持・確保に向けたタクシー業界の取り組み

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

- 乗合タクシーは、ワゴン型やセダン型のタクシー車両を使った乗合型の公共交通です。
- 主に、バスが通行できない過疎地域等において生活交通を確保するために運行されていますが、このほかに空港と周辺町村を結ぶ空港型等もあります。
- 乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運航時刻は定めず、事前予約による自宅から訪問先等の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型乗合タクシーもあります。
- これらの乗合タクシーは、全国で4,174コース、11,943台が運行しています。(平成29年3月末現在)
- 平成20年3月末に比べて、コース数で約1.8倍、車両数で約1.5倍の増加となっています。



計 **4,174**コース **11,943**台

過疎型

3,239コース

過疎地における廃止バス路線の代替などに対応

空港型

383コース

空港と周辺市町村を結ぶ

観光型

263コース

地域の観光スポットを効率よく周遊

都市型

99コース

都市部において駅などを出発点として一定のエリア内を運行

福祉型

41コース

マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出掛け支援に対応

団地型

32コース

住宅団地と駅などを結ぶ

その他 117コース

平成29年3月末現在 国土交通省調べ

乗合タクシーの導入等に向けた地域交通サポート計画の策定

地域のタクシー事業者は、地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいる。また、各タクシー協会では、協会役員等が自治体を訪問して乗合タクシー導入についての提案等を行う「自治体訪問活動」に積極的に取り組んでいる。その取組みを更に強化するため、平成30年度から地方運輸局から支援を得て自治体訪問活動等を行い、それを通じて把握した地域が抱える課題を集約・整理するとともに地域交通サポート計画を策定し、課題の解決に向けたタクシー事業者として貢献できる取組みを計画的に進めていく。

これまでの取組

- H28乗合タクシー4,174コース、11,943両
 <H20からコース数1.8倍、車両数1.5倍>
- 乗合タクシー事例集の作成
 <H28.2第1版、H28.10第2版、H29.10第3版>
- 各県協会役員・支部長等が約1,700自治体を訪問し、乗合タクシーの提案を実施
 <各版毎に計3巡実施>
- 自治体との連絡体制を構築



乗合タクシー導入事例73

楠ヶ丘地域乗合タクシー「くすまる」（大阪府河内長野市）

河内長野市が持続可能な公共交通の確保を基本方針とした「河内長野市公共交通のあり方」を策定し、協働による地域主体の公共交通の確保や公共交通空白・不便地域の解消に取り組む中で、「急坂が多道が狭いあふが通れない」「高齢化が進んできた」等の課題を抱えていた楠ヶ丘地域において、地域・事業者・市の三者協働による乗合タクシーを平成23年11月から導入、同地域と生活に必要な不可欠な買物・通院等の施設が集中する駅前との間を巡回している。

【運行状況】

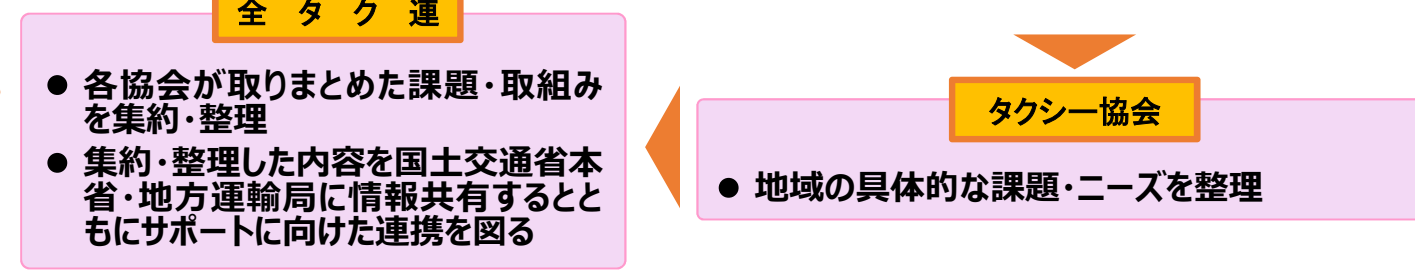
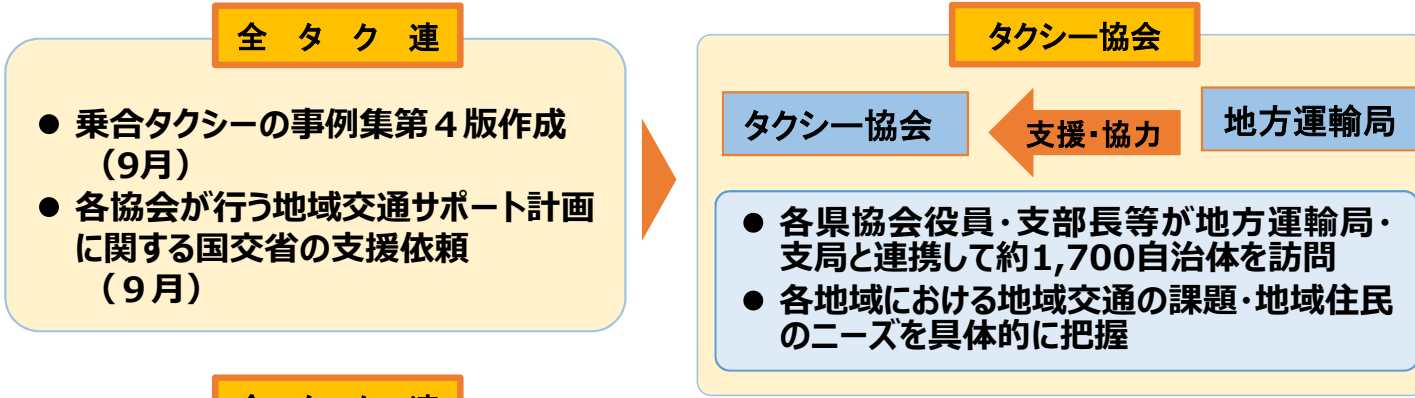
- ①運行主体：タクシー事業者1社(赤旗第一交通社)
- ②運賃：200円均一
- ③運行形態：18便/日、8時30分～18時50分
 駅(南海高野線 三日月町駅)と楠ヶ丘地区の10停留所(内1か所は降車のみ)を巡回
- ④運行車両：ジャンボタクシー(1台、事業者所有)
- ⑤取組の特徴等
 - ・事業者、地域の住民、河内長野市が一体となり、タウンウォッチングを行い、ルート、停留所位置等の選定を共同で行った。
 - ・取支率は約8割で、赤字部分は市が補助を行っている。

取組のポイント

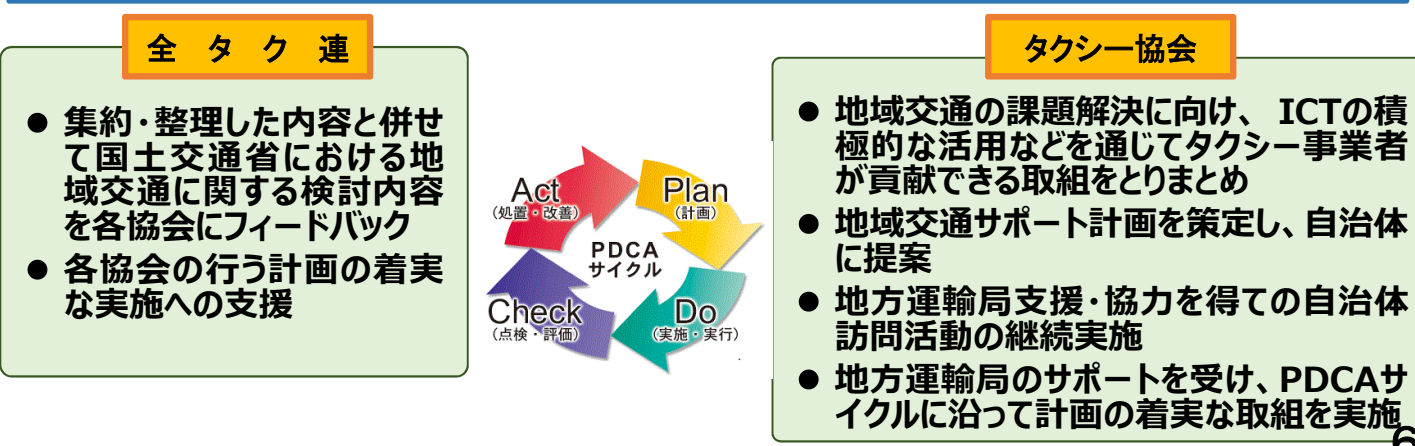
- 自治体内に「公共交通対策委員会」を設置し、PRのほかに作成・設置や定期的な勉強会の開催等に取り組むなど、住民の方の「地域の交通は地域が守る」という意識が非常に高い。
- 事業者においても、勉強会への参加や便利な回数券の発行、利用促進のためのティッシュの配布等、積極的に取り組んでいる。

問い合わせ：河内長野市議会づくり部都市創生課
電話 0721-58-1111

H30年度取組



H31年度以降取組



■ 地域交通サポート計画とは

- 地域のタクシー事業者は、過疎化・高齢化が急速に進行する中で地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいる。
- 乗合タクシーについては、従来から、地方運輸局（「運輸支局を含む。」、以下同じ。）の支援・協力を得て、タクシー協会幹部等が自治体を直接訪問して乗合タクシーの導入等についての提案等を行うなどの取り組みを行っているところである。
- その取り組みを更に強化して、地域が抱える課題の解決に向けた取り組みを計画的に進めていくため、平成30年度から地方運輸局から支援・協力を得て、地方運輸局担当官と協働して自治体訪問活動等を行い、自治体との意見交換等を通じて把握した地域交通の課題・ニーズ等について、タクシー事業者として貢献できる取り組みをとりまとめた「地域交通サポート計画」を策定する。

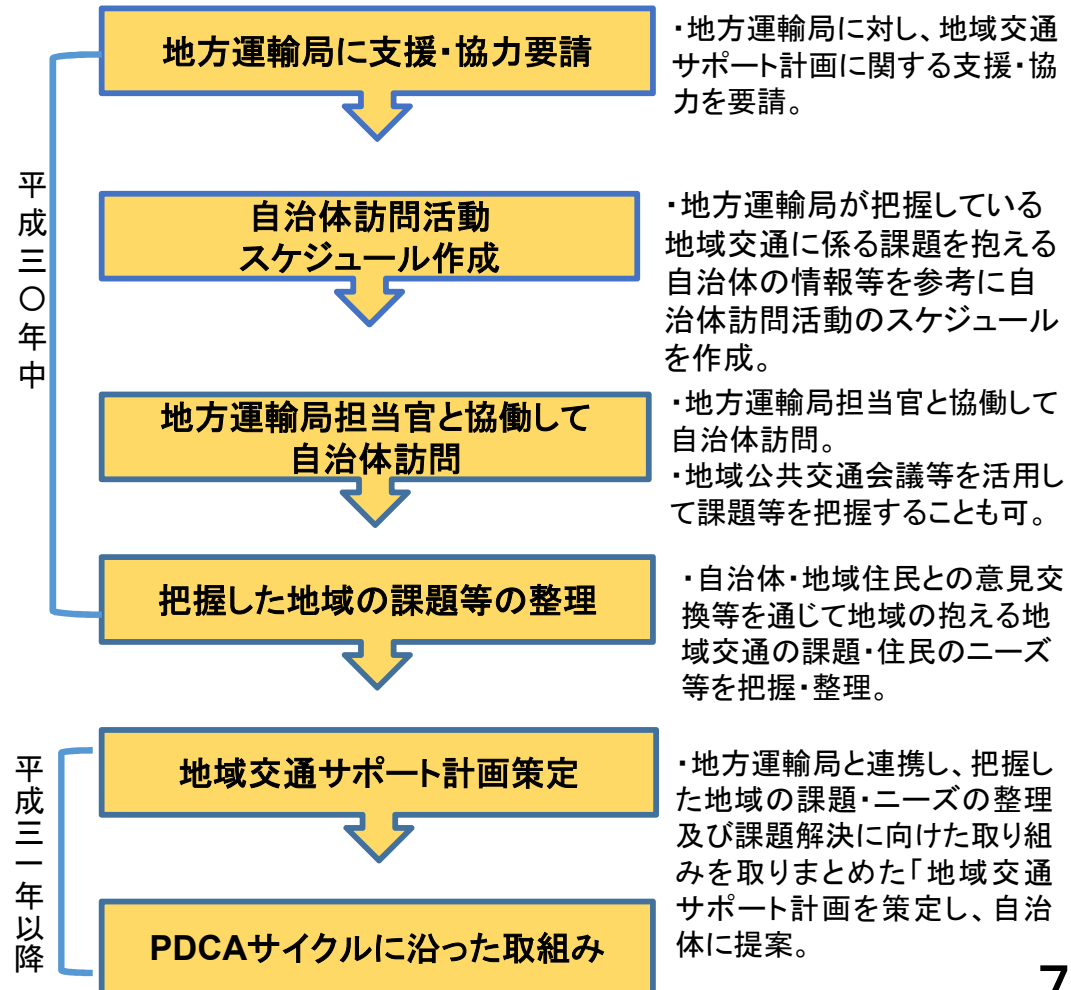
■ 地域交通サポート計画策定の主体・進め方

- 地方運輸局から支援・協力を得て、都道府県タクシー協会が策定する。
- 地方運輸局から支援・協力を得て課題解決に向けた取り組みを作成し、各自治体にタクシー業界からの提案として提出する。
※地域公共交通会議等における検討プロセスによる協議手順に沿って行った提案を、課題解決に向けた取り組みに含めることも可能。

■ 地域交通サポート計画に盛り込む事項

- 自治体訪問活動等を通じて把握した地域ごとの課題
 - ・自治体・地域の概要
 - ・交通環境
 - ・抱える課題等
- 解決に向けた具体的な取り組み提案
 - ・運行形態
 - ・運行エリア
 - ・使用車両
 - ・運賃形態・予約方法
 - ・広報
 - ・関係機関調整 等

■ 地域交通サポート計画策定までの手順



乗合タクシー導入事例51

ぶるべー号（東京都小平市）

小平市では、高齢者や子育て中の方の外出支援などを目的に、鉄道や路線バスを補完する、地域内のコンパクトな生活交通を確立するため、地域協働で検討を重ね、実証実験運行を実施した後、市の北東部地域、北西部地域及び南東部地域でコミュニティタクシー（定時定路線・定員10人以下）を運行している。

北東部地域（大沼ルート）と北西部地域（栄町ルート）では、電動リフト付きの福祉車両を使用している。

【運行状況】

- ・運行主体：(株)トーショー（大沼ルート、鈴木町ルート）、小平交通（有）（栄町ルート）
- ・運行ルート：
 - 大沼ルート 小平駅入口（小平駅北口）～西武台住宅～大沼公民館・図書館～昭和病院～大沼公民館・図書館～小平駅入口（小平駅北口）を循環
 - 栄町ルート 小川駅入口（小川駅西口）～中宿商店街～十三小通り～野火止公園～栄町三丁目～小川西町～小川駅入口（小川駅西口）を循環
 - 鈴木町ルート 花小金井駅南口～三中西～氷川通り～天神グランド前～鈴天通り商店街～光ヶ丘通り商店街～花小金井駅南口を循環
- ・運賃：大人150円、子供80円（1日乗車券、回数乗車券あり）
- ・運行車両：ワンボックス車両1台（乗車定員は運転手を除く乗客9名）
- ・利用対象：一般
- ・運行日：月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日、休日と、12月29日から1月3日までの年末年始は運休）



照会先：小平市役所公共交通課
電話 042-346-9814

乗合タクシー導入事例59

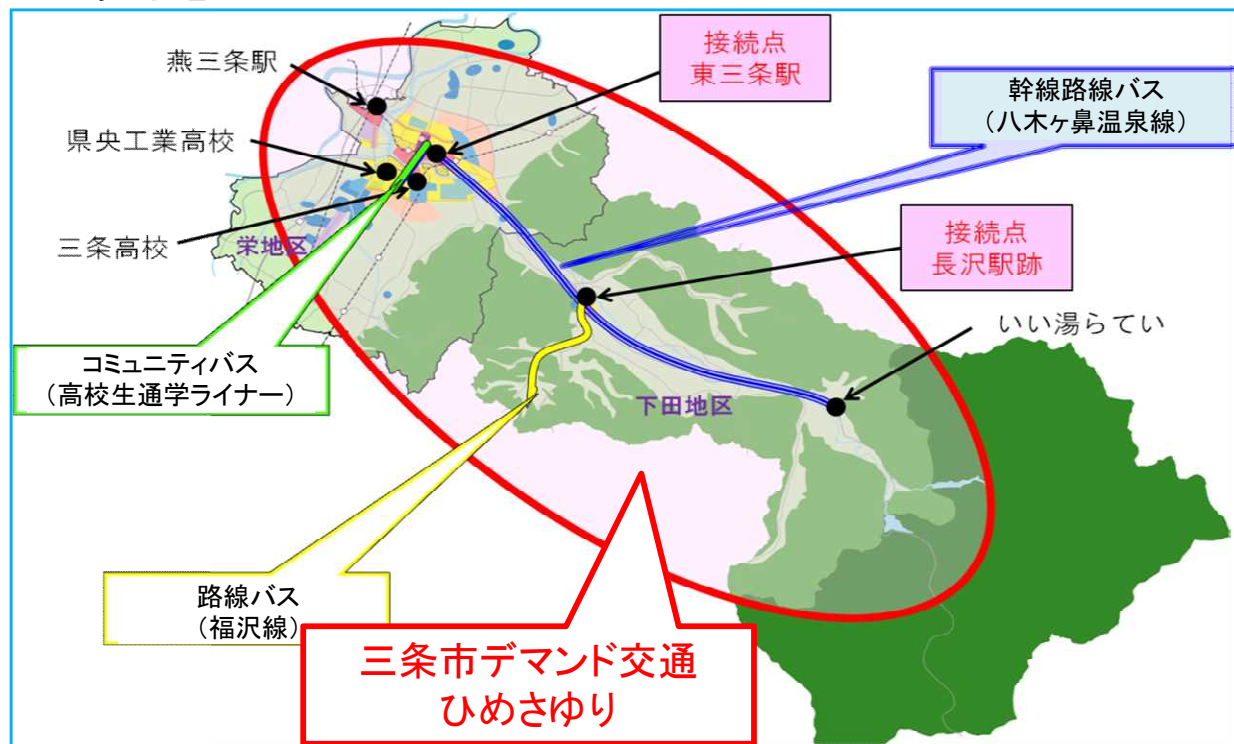
市内全域で運行するデマンド交通「ひめさゆり」

(新潟県三条市)

- ・バス路線を廃止・縮小し、代わりに、デマンド交通の停留所を市内約600か所に設置（半径300mに1か所）
- ・これにより、高齢者の外出機会を増大。
- ・自宅や目的地と停留所の間を歩くことにより、健康増進にもつなげる。
- ・運行サービスの向上と持続性を確保するため、自治体による従来の運行経費負担や運賃設定ではなく、交通事業者や利用者が乗合利用するインセンティブが働く仕組みとして、乗車人数によって自治体から支払われる金額が上がり、利用者の運賃が安価となる基準を導入した。

【運行状況】

- ・運賃：1人乗車の場合は500円～3,000円
乗合い乗車の場合は1人あたり400円又は800円
- ・運行車両：セダン型タクシー、ジャンボタクシー
- ・運行便数・時間：平日約250便運行（平成27年度）、
8:00～18:00
- ・一運行あたりの走行距離と乗車人数に応じた事業者収入金額を定め、運行実績に基づき自治体から運行費用を支払う。
- ・利用者の評価は高い。
- ・平成27年実績として、乗車人数は1日当たり約300名。



照会先：三条市市民部環境課環境・交通政策係
電話 0256-34-5511 内線715

※国土交通省資料等から引用

乗合タクシー導入事例68

加賀市乗合タクシー (石川県加賀市)

市域を3エリアに区分し、平成28年4月開業の市医療センターがあるJR加賀温泉駅と各エリアとを結ぶ路線を設定。

- ・運行主体: 市がタクシー事業者に委託
- ・運行開始日: 平成27年10月～
- ・運行エリア: 市全域
- ・運賃: 1回500円
- * 乗車1時間前までに予約が必要

* 各停留地点のほか、病院、ショッピングセンター、金融機関、公共施設といったあらゆる店舗や施設の前で乗降可

照会先: 加賀市地域交通対策室
電話 0761-72-7831
加賀第一交通(株)
電話 0761-73-1113

加賀市乗合タクシー TAXI

ご利用案内

通院やお買物に便利!
どこの町の人でも使える!

乗合タクシーとは
ジャンボタクシーに他の人と相乗りして、利用者それぞれの出かけ先となる病院・医院や、ショッピングセンター、金融機関、公共施設といったあらゆる店舗や施設などの前までや、各町に設ける停留地点まで乗って行ける交通サービスです。

1. 運行日
年中無休の毎日運行です。

2. 利用できる人
加賀市に住んでいる人はどなたでも利用できます。
※小学生以下の子どもの乗車は、原則、保護者の同伴が必要です。
※市外に住んでいるご親せきなどもご利用できます。

3. 利用料金
1回の乗車につき**500円**(乗車回数券でのお支払いになります。現金での乗車はできません。)
※未就学児は無料です。
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳を持っている方は半額の乗車券をお買い求めいただけます。(介添えが必要と認められる方は、介添者1人までが半額となります。)

【乗車回数券の販売取扱所】
●乗合タクシーの車内(お約りが不要ないようにお願いします。)
●加賀市民病院売店 ●山中温泉医療センター売店 ●石川病院売店
●アビオシティ加賀1階インフォメーション ●イオン加賀の里店1階サービスカウンター
●市役所本庁 ●山中温泉支所 ●市役所各出張所

子どもと一緒に利用しています。
出かける機会が増えて元氣になりました。
ご利用は予約制です。
予約受付係 加賀第一交通(株)



このステッカーが乗合タクシーの目印

乗合タクシー導入事例159

北九州空港乗合タクシー (福岡県北九州市)

運行主体:タクシー事業者7社

運行開始年月日:平成18年3月～

運賃:右図参照

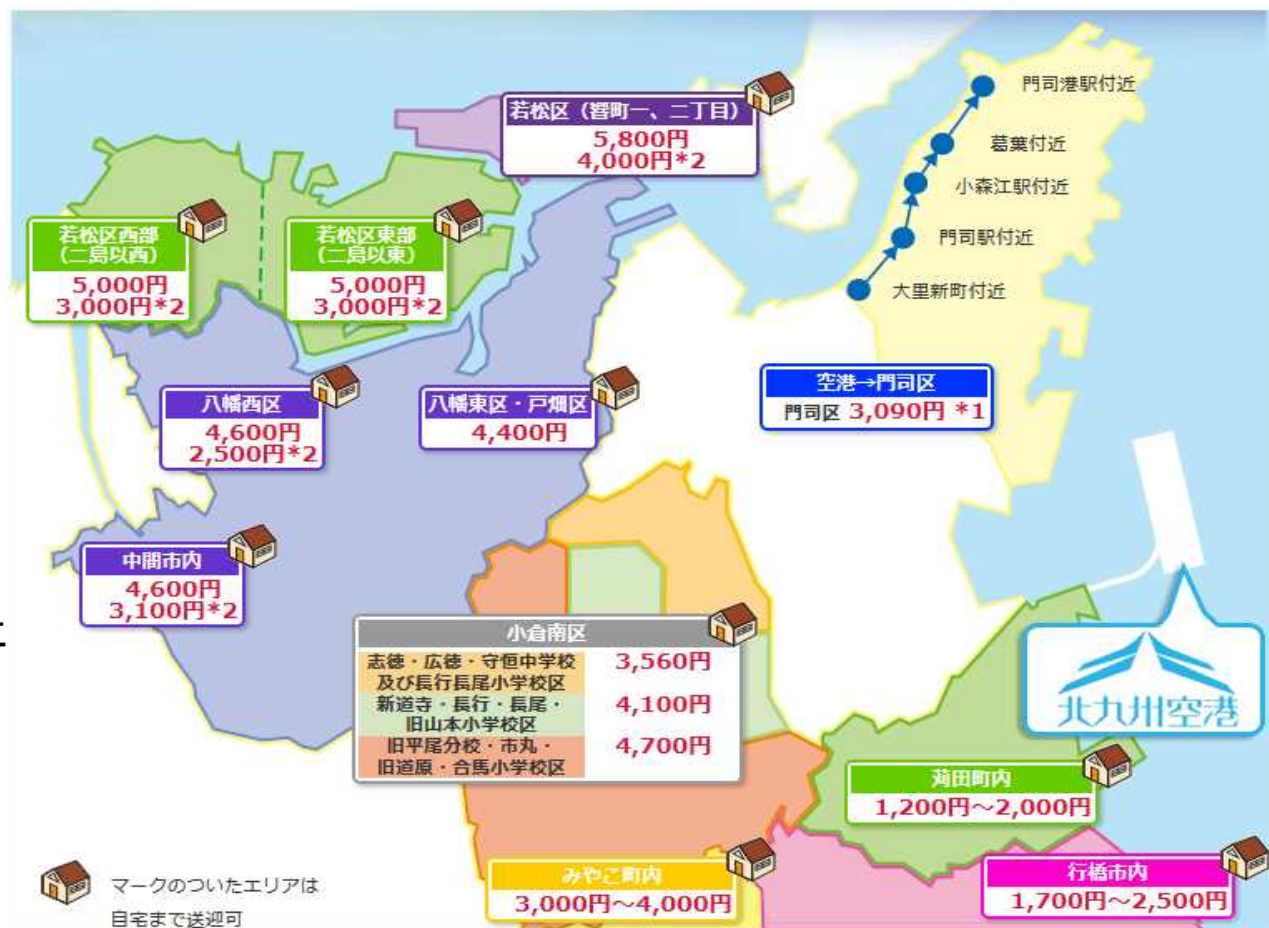
※事前予約制

・空港と八幡西区、若松区との区間を運行していた路線バスの撤退による公共交通空白地域についての北九州市からの支援要請に対応。

・連絡バスの無い早朝・深夜の時間帯の足の確保に貢献。

・運行7社による北九州空港乗合タクシー推進協議会を結成。

・地区によっては自宅まで送迎が可能。



*1 深夜到着便限定 (SFJ93,95便)

*2 早朝深夜帯運賃

照会先:北九州タクシー協会
電話 093-551-6784

お客様のニーズに応えるタクシー

スマートフォンによる配車

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。

スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えに上がります。

全国レベルの配車アプリから各地域に特化した配車アプリまで、約100種類(平成29年末現在)の配車アプリがあります。

また、スマートフォンのアプリを活用した事前確定運賃や相乗りタクシー等の実証実験・検討を行っています。



観光タクシー

各地で観光ガイドタクシーの認定を受けた乗務員が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。

また、各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩な観光コースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。



定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー優先乗り場、近距離乗り場、UDタクシー専用乗り場等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。



UDタクシー専用乗り場(神奈川・新川崎駅)

妊婦応援タクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要な研修を受けた乗務員がかりつけの病院までお送りします。

出産時だけでなく、定期検診の際にも安心してご利用いただけます。



育児支援タクシー

保護者の負担を軽減するため、必要な研修を受けた乗務員がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



介護タクシー

介護保険の要介護者の方々にに対し、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する乗務員や同乗するヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。



便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。



タクシー代行

全国で年間約54万回の輸送を行い、飲酒運転の防止に役立っています。安心してご利用いただけるよう、対人対物等の任意保険に加入しています。



1. 法人タクシー事業の現状

2. 地域の生活交通の維持・確保に向けたタクシー業界の取り組み

3. 乗合タクシーに関する課題等

4. その他の取り組み

3. 乗合タクシー等に関する課題等

地域住民のニーズに柔軟に対応できる乗合タクシーは、これからの地域交通の中核を担うものであるが、乗合タクシーの導入等に当たっては、次のような課題・問題点がある。

(1) 乗合タクシーに対する自治体の認識に温度差

自治体により乗合タクシーに対する認識に温度差がある。また、未だにタクシーを地域公共交通として認識していない自治体(担当者)も散見される。

(2) 地域公共交通会議等のあり方

- ①地域公共交通会議自体が未設置の自治体がある。また、設置はされているがタクシー事業者が会議メンバーに選出されていない地域もある。
- ②地元タクシー事業者に事前に相談・協議もないまま、地域公共交通会議等が開催され自家用有償運送ありきで議論が進んでしまうことがある。
- ③議論が不十分なまま多数決で物事が進められることがある。

(3) 地域交通を維持・確保するための財政支援

- ①中山間地などの過疎地域においては、適切な交通サービスを維持するコストと、利用者個人の負担の限界が見合わないケースがほとんどである。地域交通を支えるためには自治体による適切な財政支援が不可欠であるが、財政難を理由に補助金の削減・打ち切り等が各地で行われている。
- ②自治体からの補助は、収支差額補填(赤字補填)であることがほとんどであるが、赤字補填では、事業者等の努力により利用者が増え、収入が増えると補助金額が減らされてしまうなど、事業者の努力にインセンティブが働かない。

(4) タクシー業界が抱える課題

- ①乗合の事業許可をとる際の法令試験に合格しなければならないが、既に一般乗用旅客運送事業の許可を有しているから、一定の要件を充たした場合は、試験を免除する等の簡略化ができないか。
- ②零細事業者にとっては、少額といえども一般乗合旅客運送事業の登録免許税が負担と感じる。

1. 法人タクシー事業の現状
2. 地域の生活交通の維持・確保に向けたタクシー業界の取組み
3. 乗合タクシーに関する課題等について
4. **その他の取組み**

訪日中国人を始めとする訪日外国人のニーズに対応するため、①母国と同じタクシー・ハイヤー利用環境づくり
②言葉の不安解消 ③決済の不安解消 ④関係機関・団体と連携したプロモーション活動

母国と同じタクシー・ハイヤー利用環境づくり

言葉・決済の不安解消

① 日本の配車アプリの多言語化の普及促進

- 日本の主要なタクシー配車アプリ・全国タクシーアプリ・らくらくタクシーアプリ・LINEタクシーアプリでは英語・中国語・韓国語に、モタクアプリでは英語・中国語に対応済み。また「スマホdeタックン」がインバウンド用英語版「Tokyo Taxi Association -TAKKUN」をリリース。多言語化の更なる普及を図る。

② 海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリ・タクシー事業者との連携

日本の主要な配車アプリ

海外の主要な配車アプリ



全国タクシー



韓国配車アプリ最大手
日本の配車アプリと相互利用開始予定 (2018~)



中国配車アプリ最大手
日本のタクシー会社と提携予定 (2018~)



40カ国語以上対応
・東京においてハイヤー配車業務提供中。
・兵庫県淡路島でタクシー配車実証実験予定 (実施時期未定)



タイ・マレーシア・シンガポール等東南アジアで配車アプリ最大手



モタク

訪日外国人がスムーズに日本のタクシーが利用可能に。



スマホdeタックン

※情報セキュリティ対策をしっかりと講じることが前提。

関係機関・団体と連携したプロモーション活動

- 訪日外国人に対するタクシーの利用・予約方法等のプロモーション活動
- JNTOと連携した海外プロモーション活動
- 訪日外国人のニーズに対応した観光・周遊ルートの開発

□ 言葉の不安解消

2019年度末までに外国語対応ドライバー1万人に

- 外国語で接遇できるドライバーの採用・養成促進
 - 永住者・留学生や国際業務ビザを活用し、外国語に堪能なドライバーやインバウンド対応ドライバーの採用
- 外国人対応研修・認定制度の充実・拡大
 - 諸外国の文化・習慣や挨拶とその対応等について研修
- 空港・主要駅での利用環境の向上
 - 外国語接遇ドライバー専用乗り場・入構レーンの設置・拡充
- 多言語音声翻訳システムの導入
 - VoiceTra (29言語対応の音声翻訳システム)等導入

□ 決済の不安解消

2018年度末までに3大都市圏においてキャッシュレス対応100%、2019年度までに地方部
で対応車両の普及率倍増を目指します。

- キャッシュレス決済への対応
 - クレジットカード、電子マネー・交通ICカード・銀聯カード・Alipay・Wechatpay対応
- 外国語対応・キャッシュレス決済対応車両の見える化
 - 対応車にステッカー表示 (2018年度中検討)
 - 【要件】
 - UDタクシー等大容量ラゲージスペースな車両
 - キャッシュレス決済対応
 - 外国語接遇対応ドライバー乗務
 - 多言語タブレット搭載



多言語対応決済タブレット



参考例



アクションプランの目標年を2020年7月から開催される東京オリンピック・パラリンピックまでとしていることから、取り組み可能な対策については2019年度中を目標に、できるだけ前倒しで実施。また、各協会・事業者は、それぞれの地域の実情等に応じて検討し、実施可能な対策について積極的な取り組みを図る。

進化するタクシーサービス

全国ハイヤータクシー連合会「今後新たに取り組む事項」

平成28年10月12日
正副会長会議了承

1. 初乗り距離短縮運賃
 - ・ 東京のタクシー初乗り運賃2km ⇒ 約1km410円に(H29年1月末～)
 - ・ 2km以下の利用者が20%増加するなど「ちょいのり」需要の創出。
2. 相乗り運賃
 - ・ 配車アプリを活用して、目的地が近い利用者同士をマッチングし、1台のタクシーに相乗りできるサービス。割安にタクシー利用が可能に。(H30年1月22日～3月11日実証実験)
3. 事前確定運賃
 - ・ 配車アプリで乗降地を入力すると、マップ上の走行距離・予測時間から運賃を算出し、事前に運賃が確定するサービス。渋滞やメーターを気にせず安心してタクシーを利用可能に。(H29年8月7日～10月16日実証実験)
4. ダイナミックプライシング
 - ・ 需要に応じた柔軟なタクシー料金の設定。(変動迎車料金の実証実験(H30年10月1日～11月30日実証実験(変動迎車料金))
5. 定期運賃(乗り放題)タクシー
 - ・ 定期券のように対象者・エリア・時間帯等を限定して定額でタクシーを利用できるサービス(H30年10月1日～12月21日実証実験)
6. 相互レイティング
 - ・ 配車アプリ上で、利用者からドライバーを、ドライバーから利用者を評価。優良ドライバーを選択できるように。
7. ユニバーサルデザイン(UD)タクシー
 - ・ UDタクシーの導入促進【平成32年までに約28,000台】新車両の発売(H29秋～)
8. タクシー全面広告
 - ・ 車体への広告掲載場所規制の緩和(例:東京都では条例により、4つドア・屋上のみ広告掲載可能)
9. 第二種免許緩和
 - ・ 車体・運行管理等の安全性向上を前提とした二種免許の取得要件(21歳以上、経験3年以上)の緩和。
10. 訪日外国人等の富裕層の需要に対応するためのサービス
 - ・ 高級車両・多言語対応・WiFi設備等ハイグレードなサービス。
11. 乗合タクシー(交通不便地域対策・高齢者対応・観光型等)
 - ・ 過疎地域等における生活交通の確保。

タクシー事業における 働き方改革の実現に向けたアクションプランの目標

— 生き残るために、やるなら、今！ —

- ① 労働時間に関する労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守
- ② タクシー利用者の利便性向上、利用者の増加、事業経営の効率化
⇒ 減収につながらない労働時間の短縮 = 生産性の向上
- ③ 若年者や女性を始めとする運転者の確保・育成等
- ④ 時間外労働の上限規制について
 - ・ 年960時間を超える事業者割合 (月平均 80時間超えに相当)
 - ・ 猶予期間の3年目 … 20%以内
 - ・ 猶予期間の4年目 … 10%以内
 - ・ 猶予期間の最終年 … ゼロ
 - ・ 月60時間超え時間外労働の割増賃金率が50%以上となることを踏まえ
できる限り早期に年720時間(月60時間)以内となるよう努める
- ⑤ 年5日以上 of 年次有給休暇の取得(全員が取得できる態勢づくり)
- ⑥ 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に努める